

不適合管理委員会報告情報
平成18年3月7日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	ハフニウム板型制御棒(計18本)の外観点検において、4本の制御棒のシース部にひび及び1本の制御棒のシース部及びタイロッド部にひびが確認され、シース部の一部に欠損が認められたため、欠損部分を回収及び原因調査	3月3日公表済及び 3月7日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	ドライウェル除湿冷却系冷水ポンプ(A)の点検準備時、ベント・ブローラインに詰まりが認められたため、ベント・ブローラインを点検・清掃	
2	3号機	復水脱塩装置遠方操作盤において、盤内機器故障の表示が発生したため、操作盤を点検・修理	
3	3号機	残留熱除去海水ポンプ(C)において、グラウンド部にリーク量の増加が認められたため、グラウンド部を点検・調整	
4	5号機	廃棄物地下貯蔵設備床ドレンサンプポンプ(B)の運転時、吐出逆止弁に動作不良(閉固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
5	6号機	ドライウェル酸素分析計サンプル切替弁(SV-P33-RB10-5)等の点検時、電磁弁(計4台)より異音が認められたため、当該電磁弁を交換	
6	6号機	ドライウェル低電導度ドレンサンプ流量計バイパス弁(AO-G13-F005)の点検時、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	
7	6号機	ドライウェル高電導度ドレンサンプ流量計バイパス弁(AO-G13-F020)の点検時、ケーブルトレイに破損が認められたため、ケーブルトレイを修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
8	6号機	非常用ガス処理(A系)風量調節弁(FCV-26-SB6-7A)の点検時、制御用空気減圧弁の排気孔からエアリークが認められたため、当該弁を交換	
9	6号機	復水系サンプリングラックの点検時、補給水元弁(100-5)前後の配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃	
10	6号機	復水器(B)真空度圧力検出元弁交換後の耐圧漏えい試験時、弁開閉操作ミスにより圧力変換器に耐圧値を超えて加圧したため、関係者へ周知及び対応検討	
11	6号機	非常用ディーゼル発電機(6A)用空気圧縮機(B)シリンダー注油逆止弁の点検時、シートリークが認められたため、当該弁を交換	
12	6号機	非常用ディーゼル発電機(6B)エアフィン減速機(C-1・2)の点検時、高速軸側カップリングセットビスに固着が認められたため、当該部品を修理	
13	6号機	ドライウェル局所空調機(C・D)の点検時、原子炉補機冷却水系側冷却コイル入口配管ブロー弁(V-10V-314-005・006)より水漏れが認められたため、原因を調査及び対応検討	
14	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液逆洗水受タンクにおいて、出口配管の詰まりによるベントラインからの漏えいが認められたため、出口配管を点検・清掃	
15	集中環境施設	雑固体焼却設備における廃油移送時、廃油移送ストレーナ差圧計(DPI-R15-408)に指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該差圧計を点検・校正	
16	その他	水処理設備排水処理装置の排水用助剤注入ポンプ(Y41-CO23)用電動機において、ガスケット部より潤滑油のにじみが認められたため、当該部を修理	
17	その他	海生物焼却設備湿式洗浄装置のろ過水給水ラインストレーナ清掃時、フランジパッキンに劣化が認められたため、フランジパッキンを交換	
18	その他	海生物処理設備排水処理装置曝気攪拌ブロワ(B)において、吸込側フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	
19	その他	水処理設備排水処理装置活性炭ろ過器の差圧監視用モニタにおいて、表示不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで